年末特別火災警戒実施計画

 西宮市消防局

１ 目的

 年末は特有の慌ただしさなどから、火災が多発する傾向にあり、更に空気の乾燥や季節風等の気象条件が重なり、大火を招きやすい状況にある。

 これらに対処するため、火災予防及び警戒の徹底を図り火災防ぎょ体制を強化するとともに、積極的に広報活動を展開し、地域住民と一体となった「年末特別火災警戒」を推進し、火災の未然防止を図るもの。

２ 実施の方針

 年末特別火災警戒期間中、消防局は防火パトロールの強化を図り、立入検査及び広報活動を積極的に展開し防火意識の向上に努める。

３ 実施期間

 平成２６年１２月２０日（土）から１２月３１日（水）までの１２日間

４ 実施区域

 西宮市全域

５ 実施機関

 西宮市消防局

６ 実施事項

（１）広報活動

 ア 査察広報車等による巡回放送及び消防テレホンサービス、市ホームページ、市内200箇所に設置されている市の掲示板にポスター等を掲示することにより、広く市民に防火を呼びかけ、腕章の着用及びマグネットシートを車両後部ドアに貼付ける。

 イ 事業所等の防火管理者及び各種団体の関係者に、立看板（看板所有事業所のみ）、ポスターの掲出を依頼し、防火意識の向上を図る。

ウ　市関係施設（本庁庁舎、各支所、消防局、各消防署）に立看板を設置する。

 エ 報道機関による広報

 日刊紙、市政ニュース及びさくらＦＭを利用し、広く市民に本警戒の主旨を広報する。

 　 オ 放火防止対策として、適時防火パトロール及び放火防止チラシを活用し広報を実施する。

 カ 公共団体を通じての広報

 消防団、警察等の行う年末警戒と連絡協調し、本警戒の目的達成に努める。

 キ 学校園を通じての防火体制の確立

 小中学校においては、ポスター及びチラシの掲出や校内放送等により生徒・児童に防火を呼びかけ、学校の防火体制を確立し、幼稚園については、ポスター及びチラシの掲出により保護者に防火を呼びかける。

 ク 防火管理者を通じての広報

 防火対象物の防火管理者に、店内放送にて本警戒の広報を依頼し、更に消防用設備等の点検整備の励行と使用方法の周知を図る。

 ケ 防火対象物の放送設備による広報

 興行場・マーケット及びＪＲ西日本・阪神・阪急電鉄の主要駅等の関係者に協力を求め、それぞれの放送設備・電光掲示板等を利用して広く本警戒の主旨を広報する。

 コ 自主防災会を通じて地域住民への広報

 各自主防災会を通じ地域住民に、ポスター及びチラシの掲出等により防火を呼びかける。

（２）指揮体制の強化

 １２月２６日から１２月３１日までの６日間においては、指揮体制の強化を図り、火災防ぎょに万全を期する。

以　上